

# 下水道使用料を改定します

将来にわたって安定して下水道サービスを提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

## どれくらい変わるの？

**基本使用料を月250円(税抜)値上げ**します。

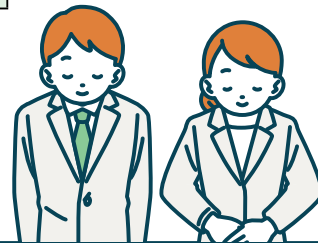
※請求は2カ月に1度です。

下水道使用料の新旧比較(1カ月分・税抜)

種別	改定前	改定後	差額
基本使用料	450円	700円	+250円

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料 + 消費税

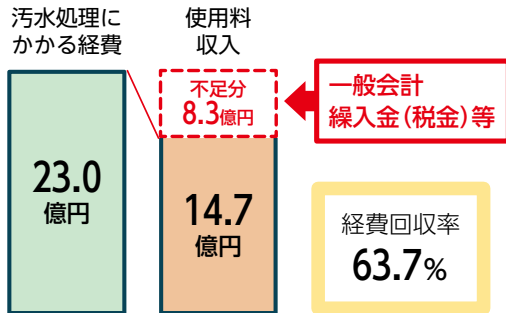
- 基本使用料 → 皆さん同額の固定の使用料
- 従量使用料 → 流した汚水の量によって増減する使用料



## なぜ値上げが必要なの？

使用者が限られている下水道は、使用者からの使用料収入で経費をまかなうことになっていますが、現状は63.7%しかまかなえておらず、残り36.3%にあたる約8.3億円は税金等で補っています。

市の財政状況に影響を受けることなく、安定した下水道サービスを提供し続けていくためには、下水道使用料の改定が必要となります。



今回の改定だけでは、不足分のすべてをまかなうことはできません。今後も下水道事業の経営健全化に向けた検討を進めていきます。

安城市下水道事業PR  
公式マスコットキャラクター

「おでい様」



## いつから変わるの？

令和7年4月1日以降の使用分から改定後の使用料を適用します。

ただし、使用期間に令和7年3月31日以前の期間が含まれる場合は、改定前の使用料が適用されます。

●令和7年3月31日以前から使用している場合

偶数月検針の地区は、6月検針分から

奇数月検針の地区は、7月検針分から

※偶数月検針 JR東海道本線以北(二本木町・緑町を含む)。

奇数月検針 JR東海道本線以南(二本木町・緑町を除く)。

●令和7年4月1日以降、新たに使用開始する場合 最初の検針分から



詳細は市HPを参照。